

焼津市入札及び契約に関する情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市が発注する建設工事、建設工事に関連する業務委託（以下「業務委託」という。）、役務の提供並びに物品の製造の請負、買入れ、借入れ及び売払い（以下「物品製造等」という。）の入札及び契約に関する情報の公開について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令34号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の実施方法)

第2条 本要領に基づく情報については、焼津市ホームページで公開する。

(入札参加資格登録者に関する情報公開)

第3条 市長は、入札参加資格登録者に関する次の事項を公開する。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）第6条に基づく有資格者名簿
- (2) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）第2条に基づく入札参加資格停止者の商号又は名称並びに入札参加資格の停止期間及び理由

(建設工事及び業務委託の入札に関する情報公開)

第4条 市長は、建設工事及び業務委託の発注の見通しに関する事項について、次の契約を対象とし公表する。

- (1) 建設工事 予定価格が200万円を超える見込みの契約
- (2) 業務委託 予定価格が100万円を超える見込みの契約

2 市長は、建設工事及び業務委託の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項について、次の契約を対象とし公表する。

- (1) 建設工事 予定価格が200万円を超える契約
- (2) 業務委託 予定価格が100万円を超える契約

3 入札結果の公表は、建設工事及び業務委託の入札の執行後に行うものとする。ただし、当該入札が不調となった場合など、その後の発注において公表により適正な入札執行が困難になると認めるときは、当該事項の公表を行わないものとする。

4 業務委託に関する事項の公表については、法第7条及び第8条並びに施行令第5条から第7条までの規定を準用する。

(役務の提供及び物品製造等の入札に関する情報公開)

第5条 市長は、役務の提供及び物品製造等の入札執行後、次の事項を公表する。ただし、当該入札が不調となった場合など、その後の発注において公表により適正な入札執行が困難になると認めるときは、当該事項の公表を行わないものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額
- (2) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (3) 予定価格
- (4) 指名競争入札における指名した者の商号又は名称及び指名理由

(入札参加者の公表)

第6条 談合防止の観点から、入札の執行前に入札に参加しようとする者の数並びにその商号又は名称等の入札参加者を特定し得る情報の公表は行わない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。